━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━
東京証券取引所 CLUB CABU News（No.3796）2015/9/9
http://www.jpx.or.jp/
━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【本日の目次】

1.新着情報
◆＋YOUニッポン応援全国キャラバン in東京大手町 20代向けセミナーのお知らせ
◆光世×JPX　投資セミナーin大阪・北浜

2.市況情報
◆本日の株価指標等
◆第一部前・後場概況

3.マーケットニュース

4.セミナー情報
◆＋YOUニッポン応援全国キャラバン開催予定

5.コラム
◆証券取引等監視委員会からの寄稿

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次5.コラムを抜粋しております。
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No.141

最近の証券取引等監視委員会による告発状況について

証券取引等監視委員会事務局 特別調査課長 河村 企彦

証券監視委は、第8期活動方針（平成26年1月21日公表）において、「重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」を重点施策として掲げており、当課においては、重大で悪質な違反行為に対して、引き続き、金商法に基づく犯則調査により厳正に対応していくこととしております。

今回は、犯則事件に係る最近の告発状況として、「投稿 No.129（平成 27 年 3 月 4 日付）」以降の告発実績（内部者取引 2 件、偽計 1 件、有価証券報告書虚偽記載 1 件）について、以下のとおりご紹介させていただきます。

１．株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件（平成 27 年 3 月 24 日、東京地方検察庁に告発）

〇　犯則嫌疑者 A は、平成 25 年 11 月 12 日頃、豊田通商との間でトーメンエレクトロニクス（当時東証 1 部上場）の株式譲渡契約締結の交渉を行っていた会社の役員から、豊田通商の業務執行を決定する機関がトーメンエレクトロニクスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けた者、犯則嫌疑者 B は、その知人であるが、両名は、共謀の上、前記事実の公表前である同月 19 日、B 名義でトーメンエレクトロニクス株券合計 3 万株を代金合計 3534 万円で買い付けたもの。

〇　本件は、未公表の公開買付け情報をもとにインサイダー取引が行われた事案であり、2 名の犯則嫌疑者は、いずれも公開買付者等関係者ではなかったため、同関係者から情報を受領して取引を行っていたことを調査によって明らかにしたものです。また、本件では、実際に、証券会社に発注をしたのは犯則嫌疑者 B でしたが、犯則嫌疑者 A もこれに深くコミットしていたことから、A と B を共同正犯として位置づけたものです。

２．株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件（平成 27 年 6 月 2 日、千葉地方検察庁に告発）

〇　犯則嫌疑者Ｃは、マザーズ市場に株券を上場していたジアースとの間で、同社が発行していた新株予約権の行使方法などを定める総数引受契約を締結していた会社関係者から、ジアースの業務執行を決定する機関が株式会社ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨の伝達を受け、同事実の公表前である平成 25 年 1 月 28 日から同年 3 月 1 日までの間、犯則嫌疑者らの名義で、ジアースの株券合計 3 万 1110 株を代金合計 7418 万 1482 円で買い付けたもの。

〇　本件は、未公表の子会社化の情報をもとにインサイダー取引が行われた事案であり、犯則嫌疑者 C が会社関係者から情報を受領して取引を行っていたことを調査によって明らかにしたものです。また、本件調査の中で、犯則嫌疑者 C は、自己名義の口座だけでなく、借名口座を利用して取引していたことが判明しました。

３．石山 Gateway Holdings 株式会社に係る偽計事件（平成 27 年 6 月 15 日、東京地方検察庁に告発）

○　ジャスダック市場に上場していた犯則嫌疑法人石山 Gateway Holdings の代表取締役社長であった犯則嫌疑者Ｄと、同社の連結子会社の代表取締役社長であった犯則嫌疑者Ｅの両名は、虚偽の内容を含む公表を行って、犯則嫌疑法人の株価の上昇維持を図った上で、自己らが保有する同社の株券を売却して利益を得ようと考え、共謀の上、平成 25 年 11 月１日、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売・設置をした事実はないにもかかわらず、それらにより、平成 26 年 6 月期第 2 四半期におよそ 9 億円、通期合計 15 億 5000 万円程度の売上が計上される見込みであるなどと、虚偽の内容を含む業績予想の上方修正を公表したもの。

○　本件は、バイオディーゼル発電機の販売・設置に係る架空売上の計上を通じた行為を金商法違反として告発したものですが、当該発電機に関しては、金商法違反以外でも、本件犯則嫌疑法人と取引のあった会社の実質経営者が、発電事業に係る補助金詐欺を行ったとして起訴されたほか、輸入申告額を仮装して関税法等違反で起訴されるなど、他の経済事件とのつながりが見られたところです。

４．石山 Gateway Holdings 株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件（平成 27 年 7 月 3 日、東京地方検察庁に告発）

○　犯則嫌疑法人石山 Gateway Holdings の代表取締役社長であった犯則嫌疑者Ｄと、同社の連結子会社の代表取締役社長であった犯則嫌疑者Ｅの両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 26 年 9 月 29 日、同社の平成 26 年 6 月期の連結会計年度につき、売上高が 31 億 2471 万 1000 円、経常損失が 3 億 5250 万 5000 円、税金等調整前当期純損失が 3 億 4956 万 3000 円であったにもかかわらず、架空売上を計上するなどの方法により、売上高を 41 億 2616 万 6000 円、経常利益を 3869 万 4000 円、税金等調整前当期純利益を 4163 万 6000 円と記載するなどした連結損益計算書を掲載した、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を関東財務局長に提出したもの。

○　上記 3 の偽計事案は、バイオディーゼル発電機の販売・設置に係る架空売上の計上・公表等により、株価を引き上げ、自己の保有する株式の売却を図ったというものでしたが、本件は、当該架空売上に加えて、不動産販売手数料等の架空売上を計上するなどの方法により、有価証券報告

書に掲載された連結損益計算書に虚偽の記載をして提出したものとなっております。虚偽の会社の業績を含む適時開示を利用した偽計行為は、それ自体が犯則行為となるばかりでなく、その後の有価証券報告書の虚偽記載にもつながることがあり、本件はまさにその事例であるといえます。

以上のとおり、最近告発した犯則事件の特徴としては、内部者取引事案では共犯者名義の口座や借名口座が使用されていたほか、偽計事案では金商法違反以外の経済事件への広がりが見られたという点が挙げられます。これらに対し、当課では、他の関係機関との連携を強化することなどにより、深度ある実態解明に努めているところです。

当課としては、市場の公正性・透明性を確保する観点から、今後とも、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、より実効性のある効率的な調査に取り組んでいきたいと考えております。

（参考）

各告発事案の内容については、証券監視委のサイトにも掲載してあります。

１．株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件
（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150324-2.htm）

２．株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件
（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150602-1.htm）

３．石山 Gateway Holdings 株式会社に係る偽計事件
（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150615-1.htm）

４．石山 Gateway Holdings 株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件
（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150703-1.htm）

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト
http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。
http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm